二　法第六十四条第一項に規定する受信契約の条項及び受信料の免除の基準（受信契約の条項を法第七十条第四項の規定により定められた受信料の額に一致させる変更の議決をしようとする場合及び法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更の議決をしようとする場合を除く。）

［四　略］

［３～９　略］

（特定受信設備の範囲）

第二十一条　法第六十四条第一項に規定する特定受信設備には、放送を受信する受信機に連接する受話器、拡声器及び受像管を含むものとする。

（受信料の免除の基準の認可申請）

第二十二条　法第六十四条第二項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

一　受信料の免除の基準

二　受信料の免除の理由

［三・四　略］

（受信契約の条項に定める事項）

第二十三条　法第六十四条第三項第五号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　受信契約の種別に関する事項

［削る］

［削る］

［削る］

二　法第六十四条第一項ただし書に規定する受信契約を締結する必要がない場合に関する事項

三　受信契約又は受信契約の変更契約の成立時期に関する事項

四　受信料の額に関する事項

五　受信契約の解約及び受信契約者（法第六十四条第一項の規定により受信契約を締結した者をいう。第二十六条第一号及び附則第三項において同じ。）の名義又は住所変更の手続に関する事項

六　受信料の免除に関する事項

七　受信料の支払を延滞した場合において協会が徴収することができる受信料の額及び延滞利息の額その他当該受信料及び当該延滞利息の徴収に関する事項

［削る］

八　受信契約の条項の周知方法に関する事項

九　その他必要な事項

（割増金の額に係る倍数）

第二十三条の二　法第六十四条第四項に規定する総務省令で定める倍数は、二とする。

二　法第六十四条の受信契約の条項及び受信料の免除の基準（受信契約の条項を法第七十条第四項の規定により定められた受信料の月額に一致させる変更の議決をしようとする場合及び法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更の議決をしようとする場合を除く。）

三　法第二十条第九項に規定する実施基準

［四　同上］

［３～９　同上］

（受信設備の範囲）

第二十一条　法第六十四条第一項本文の受信設備には、放送を受信する受信機に連接する受話器、拡声器及び受像管を含むものとする。

（受信料免除基準の認可申請）

第二十二条　［同上］

一　受信料免除の基準

二　受信料免除の理由

［三・四　同上］

（契約条項に定める事項）

第二十三条　法第六十四条第三項の契約の条項には、少なくとも次に掲げる事項を定めるものとする。

一　受信契約の締結方法

二　受信契約の単位

三　受信料の徴収方法

四　受信契約者の表示に関すること。

［新設］

［新設］

［新設］

五　受信契約の解約及び受信契約者の名義又は住所変更の手続

六　受信料の免除に関すること。

七　受信契約の締結を怠つた場合及び受信料の支払を延滞した場合における受信料の追徴方法

八　協会の免責事項及び責任事項

九　契約条項の周知方法

［新設］

［新設］